

「労災かくし」が発覚して書類送検！

— 労災事故は必ず報告を！ 労災かくしは犯罪です —

☆ 仙台労働基準監督署は3日、労災かくし事件を書類送検したとして、要旨、次のような発表をしました。

1. 事件名：労働安全衛生法違反被疑事件

労働安全衛生法第100条第1項、労働安全衛生規則第97条第1項

同法第120条第5号、第122条

労働者派遣法第45条第15項

2. 被疑者

(1) A1建設株式会社

(2) 同社代表取締役A2

(3) 建設工事業者B（個人経営で、本件被災者の派遣元）

3. 被疑事実（労働者死傷病報告に係る報告義務違反、いわゆる「労災かくし」）

平成18年12月21日に被疑者A1が施工管理していた下水道工事において、被疑者Bから被疑者A1に派遣された労働者Cが、本件工事現場の資材置場にて土止め支保工の解体作業に従事していたところ、鉄製の土止め支保工の一部（長さ4m、断面30cm×30cm、重量400kg）が労働者Cの両足に落下して両足を骨折し、被災日から平成19年6月末まで入院するという労働災害が発生した。

被疑者A2は、本件工事のために被疑者Bから被疑者A1に派遣された労働者Cが6ヶ月余りにわたって休業した本件労働災害について、労働者死傷病報告を提出しなかったものである。

被疑者Bは、労働者Cが6ヶ月余りにわたって休業した本件労働災害について、労働者死傷病報告を仙台労働基準監督署長に提出しなかったものである。

☆ 労働局や各労働基準監督署では、いわゆる「労災かくし」について、行政運営の根幹を揺るがしかねないものとして、かねてより、検察庁送致を含めた厳重処分を行なっており、また、ポスター掲示をはじめ防止策を講じてきていましたが、残念ながら、今回の送致となりました。

☆ 本件は、被疑者Bからの派遣労働者が被災したのですが、労働者派遣法では認められないものでありますが、同署では、被疑者Bについても報告義務違反として送致しました。

☆ 一般に労災かくし案件は、

- ① 診療機関が不審に思っ労働基準行政機関へ照会・通報する
- ② 同僚や近隣住民などの目撃者が通報する
- ③ 被災者本人が通報・相談する
- ④ 障害補償や診療費等の支払いに耐えかねて、かくした事業所が自ら監督署へ相談する

等により発覚しますが、前述のとおり厳重処分となる上、公共工事の場合は指名停止等もあり得ますので、絶対に労災かくしはしないようにお願いします。

